

ひろしまの森づくり事業に関する推進方針(案)について

【現状】

【推進方針】

【第3期における成果指標】

人工林 14万ヘクタール	手入れ済 9.8万ha	林業経営により管理されている森林	9.8	集約された森林を、林業経営で管理	林業経営により、手入れ不足人工林を5,000ha解消 ひろしまの森づくり事業により、手入れ不足人工林を5,700haを解消 林業対策と併せ、手入れ不足人工林の10,700ha(25%)を解消 (H28) (H33) 4.2万ha⇒3.1万ha(▲1.1万ha)									
	手入れがなされていない森林	周辺にまとまった人工林があり、集約化の進展によって林業経営を行うことが可能な森林	0.9	★森林資源の利用促進 木材の需要拡大に向けた取組を行い、林業経営を後押し										
	4.2万ha	林業経営に適さない森林 ～人工林が分散し、集約的施策が非効率な森林や勾配が急など地形的な制約条件により施策の集約化が困難な森林	3.3	★整備の必要性が高い森林の再生 ○人工林については、林床植生の衰退や土壌流出などの荒廃が進み、土砂災害発生によって県民生活に影響が大きくなる箇所を集中的に整備										
里山林 35万ヘクタール	マツ林 広葉樹 35万ha	人家等の近くにある森林 ～チップ生産等に一部利用(年間100ha程度:推計値)されているが、大部分は未活用 ～大部分は自然に遷移していく森林であるが、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害を受けた森林が存在	35	<table border="1"> <tr> <td>保全対象からの距離(m)</td> <td>250m未満</td> <td>250m以上</td> </tr> <tr> <td>林地の傾斜</td> <td> 30度以上～ 荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※ </td> <td> 危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha </td> </tr> <tr> <td>30度未満</td> <td colspan="2"> 新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha 3千ha </td> </tr> </table> <p>※残部分については、同意取得が困難であると想定している森林であるが、同意を得るための取組を並行して行い、同意が得られ次第順次整備</p> ○里山林については、地域課題(防災対策、景観悪化、鳥獣被害等)を解決するための活動支援や新たな資源利用等里山林を活用した取組支援を通じて、地域が森林の再生に取り組む活動を計画的に推進	保全対象からの距離(m)	250m未満	250m以上	林地の傾斜	30度以上～ 荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※	危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha	30度未満	新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha 3千ha		里山林を活用した取組(地域資源保全活動)数を、県内50カ所で展開 (H28) (H33) 27箇所→50箇所(+23箇所)
保全対象からの距離(m)	250m未満	250m以上												
林地の傾斜	30度以上～ 荒廃が進んだ場合、影響が大きい箇所を集中的に整備 1万ha (うち、5,700haを対策)※	危険が及ぶ懸念がある場合は随時整備 3千ha												
30度未満	新たな主体の拡大等による整備により森林資源を活用を通じた手入れを実施 1万7千ha 3千ha													
守り手	○7万人規模の森林ボランティア活動が展開 ○小規模な林業経営による木材生産や、地域住民等による木質バイオマス等の活動を行う者が新たに出現			★新たな森の守り手の育成 新たな主体による森の守り手(小規模林業経営や地域住民、森林保全活動団体等)を育成し、森林の活用を図りながら森林整備を行うことにより、手入れ不足森林を解消	○小規模な林業経営を行う者を増加 (H28) 5名 ⇒ (H33) 30名 ○自立して活動を行う森林保全活動団体数を増加 (H28) 2団体→(H33) 46団体									
県民理解	○森林の重要視は認知され、森づくり活動に参加する者も増加 ○一方、事業の認知度が約3割程度で推移			★県民理解の促進 取組内容や成果についての広報を市町と連携して、県民の理解を得るための取組を推進	○森林ボランティア数を増加 (H28)72,000人→(H33)80,000人 ○事業の認知度を増加 (H28)25.7%→(H33)50%									